

化学物質規制対策事業

平成30年度予算額 **4.5億円（4.9億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- WSSD（持続可能な開発に関する世界首脳会議）の2020年目標（化学物質の悪影響を最小化）達成等に向けて、世界各国で新たな化学物質管理規制の施行や見直しなどの取組が行われています。
- このような状況の下、我が国では、化学物質の適正な利用を促進するため、下記について実施していきます。
 - ▶ 化審法、化管法、化兵法、フロン排出抑制法等に係る法執行関連事務
 - ▶ ASEAN地域との化学物質管理制度調和
 - ▶ 各種条約等の枠組みにおける国際的な化学物質管理規制の協調
 - ▶ 化学物質に関する国際交渉への対応や国際条約に基づく執行事務等

成果目標

- 平成21年度から平成32年度までの事業であり、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用され、生産されることを達成すること（WSSD 2020年目標）等を目標とします。
例えば、各種条約加盟国の責務や国際貢献として、国際機関への化学物質に関するデータ提供を実施します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

I. 適切な法執行等を通じた化学物質による悪影響の低減

化審法、化管法、化兵法、フロン排出抑制法等の適切な執行を行います。

例えば、平成29年度の通常国会にて審議中の改正化審法の改正内容や運用を事業者に広く周知するための全国セミナーを実施します。

また、平成29年1月にWSSD 2020年目標達成に向けた化学物質のリスク評価等の加速化方策が示されたことを踏まえ、これを具体化するために必要な調査・検討等を実施します。

II. 国際的な化学物質管理制度調和の推進

化学物質に関する各種国際条約の締約国として、国際的に求められる情報収集、安全性評価手法の開発、化学分析データ整備、人材育成等を行い、化学物質管理制度の調和を推進します。

例えば、平成28年10月にHFCをモントリオール議定書の規制対象物質に追加するとの改正が決議されたことを踏まえ、開発途上国におけるHFCの分野別の使用状況や削減計画、研修のニーズ等の調査を新たに実施します。



マレーシアとの政策対話



化学物質のリスク評価と適切な管理
安全・安心の確保